

栃木県介護人材緊急確保対策事業実施要領

第1 趣旨

介護人材の緊急的な確保のため、「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」（平成26年厚生労働省告示第354号）に基づき行う介護人材の確保を図る事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

本事業は、栃木県介護人材確保対策連絡調整会議を活用し、介護関係団体等と連携しながら介護人材の確保を図ることを目的とする。

第3 事業内容等

1 介護人材参入促進事業

(1) 目的

学生や主婦層から高齢者まで広く多様な介護人材の参入促進と様々な媒体を活用した介護の仕事の魅力の情報発信により介護の仕事のイメージアップを図ることを目的とする。

(2) 実施主体

下記(3)ア、イ、オの一部について、栃木県福祉人材センターの指定を受け、福祉・介護人材の確保・養成を担っている社会福祉法人栃木県社会福祉協議会（以下「県社会福祉協議会」という。）に委託し、実施する。

また、ウ、オの一部については、委託により、エ及びキについては、補助により実施し、エは事業者団体、キは市町等を実施主体とする。

(3) 事業内容

ア 介護の現場等で活躍している介護福祉士等が講師として県内の小中学校・高校等を訪問し、介護の仕事の大切さと魅力等を伝えるための講座の開催

イ 小中学生と親を対象に、県内の介護施設を訪問し、介護職の説明や先進的な取組、介護ロボット体験等を通じて介護職の興味・関心を深めるためのバスツアーの開催

ウ 小学5年、中学2年、高校1年生の対象に応じた介護の仕事の正しい理解のための啓発用パンフレットの作成、配布

エ 高校の教員（進路指導担当等）を対象とした、職場見学、セミナーを含むバスツアーの開催

オ ホームページ等による福祉人材・研修センターの周知及び口コミサイトの利用による介護職のイメージアップと各種事業の周知

カ 市町等が行う介護に関する入門的研修の開催費用の助成

キ 外国人介護人材の受入れを検討している介護事業所の管理者向けセミナーの開催

2 潜在的有資格者等再就業促進事業

(1) 目的

資格を有しながら介護分野に就業していない介護福祉士等の潜在的有資格者や他分野からの離職者等を対象に、研修や職場体験等を実施し、介護分野への再就業を促進することを目的とする。

(2) 実施主体

栃木県福祉人材センターの指定を受け、職場体験受入施設の確保等、事業を円滑に進

めることができる唯一の団体である県社会福祉協議会に委託し、実施する。

(3) 事業内容

- ア 子育て等のため離職した介護福祉士等の潜在的有資格者が、介護サービスの知識や技術等を再確認し、介護分野への再就業を円滑に促進するための研修
- イ 他分野からの離職者が、介護の仕事の魅力とやり甲斐を学び、実際の介護現場を知るための職場体験を通して、介護分野への再就業を促進するための研修
- ウ 離職した介護人材の届出制度の事業実施、制度の周知及び介護事業所との連絡調整、離職者に対する再就業への支援及び情報提供

(4) その他

- ア ハローワーク等と連携し、受講者募集、就業のあっせん等について協力して行う。
- イ 研修については、その目的、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定し実施する。
- ウ 職場体験は1人2回とする。ただし、種別の異なる施設の体験を希望する者の体験を妨げない。
なお、職場体験を受け入れる事業所に支払う受入費用については、体験者1人1日当たり5,920円以内とする。

3 介護人材マッチング機能強化事業

(1) 目的

施設・事業所における詳細な求人ニーズの把握と求職者の適性の確認、就業後の適切なフォローアップ等を行い、介護人材の円滑な参入と確実な定着を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

栃木県福祉人材センターの指定及び事業の実施に必要な無料職業紹介所の指定を県及び国から受け、福祉・介護人材の確保・養成を担っている県社会福祉協議会に委託し、実施する。

(3) 事業内容

県社会福祉協議会にキャリア支援専門員を配置し、次に掲げる業務を行う。

- ア 求職者のニーズに合わせた職場開拓
個々の求職者のニーズに合った施設・事業所を紹介できるよう、多様な職場の開拓を行うとともに、求人情報をわかりやすく整理する。
- イ 個々の求職者にふさわしい職場紹介
ハローワーク等へ出向くとともに、就職説明会等を開催することにより求職者の相談に応じ、個々の求職者に合ったふさわしい職場紹介を行う。
- ウ 施設・事業所への指導・助言
採用・定着できる職場づくりができるよう、サービス管理、人材育成システム、労働環境、経営管理等について指導・助言を行う。

(4) その他

- ア キャリア支援専門員は、求職者への支援や施設・事業所への指導・助言の必要性に応じ、複数名配置する。
- イ キャリア支援専門員が求職者に対して支援を行う場合は、ハローワーク等への出張による相談を基本とし、個々にふさわしい職場紹介等を行う。
- ウ 介護福祉士等養成施設等の教育機関と連携し、他の制度（公共職業訓練や教育訓練給付等）の積極的な紹介を行うなどにより、求職者の円滑な就労を支援する。
- エ 施設・事業所の求人ニーズの把握・情報提供
施設・事業所における求人ニーズを把握するとともに多様な人材、多様な働き方（介護アシスタント等）に対応できる体制整備への情報提供を行う。

4 介護人材キャリアパス支援事業

(1) 目的

施設・事業所職員が、就労年数や職域階層等に応じた知識や技術等を修得し、スキルアップを図るための研修等を実施する団体等に助成することで、キャリアパスの整備を促進し、介護人材の安定的な定着を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

県が適当と認めた法人・団体・介護福祉士養成施設等

(3) 事業内容

県が適当と認めた法人等が、次に掲げる取組を実施した場合に負担した費用の一部助成

ア 施設・事業所の形態やサービス利用者の実態等に応じた職員研修の実施

イ 地域の社会福祉協議会や事業者団体等がキャリアパス、スキルアップ等を目的にした研修の実施

ウ 訪問介護員のサービス提供責任者研修（初任者研修、フォローアップ研修）の実施

エ 小規模事業所資質向上研修の実施

オ 現役介護職員を対象に介護福祉士国家試験対策及び介護支援専門員試験対策講座の実施

(4) 対象経費

事業の実施に要する次の経費とする。

ア 報償費

イ 旅費

ウ 需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）

エ 役務費（通信運搬費、広告料、損害保険料）

オ 手数料及び使用料

カ その他知事が必要と認める経費

(5) 補助基準額

研修名	実施団体	補助基準額	備考
スキルアップ研修	(一社) 栃木県社会福祉士会	1,600千円以内	
	(一社) 栃木県介護福祉士会	2,000千円以内	
サービス提供責任者研修	(一社) 栃木県介護福祉士会	340千円以内	(初任者研修、フォローアップ研修)
小規模事業所資質向上研修	(一社) 栃木県老人福祉施設協議会	278千円以内	
試験対策講座	県内各介護福祉士養成施設	241千円以内	介護福祉士国家試験対策講座
		241千円以内	介護支援専門員試験対策講座

(6) その他

ア 栃木県福祉人材センター、ハローワーク等と連携の上、各施設・事業所のニーズを把握し、必要な講習等が実施できるように努める。

イ 研修の目的や内容、受講者のレベル等を勘案し、実施日数を適宜設定する。

ウ 施設・事業所の職員が各種研修会に参加するための受講費用等を直接的に給付するなど、単に事業者等の負担を軽減する事業は対象としない。

5 介護人材確保対策連携強化事業

(1) 目的

介護人材確保対策のために介護関係機関等と連携し、介護職員合同入職式や介護人材確保対策連絡調整会議の開催により、介護人材の確保・定着に向けて取組の強化を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

下記(3)ア、ウの一部については、委託により実施する。

また、下記(3)イ、ウの一部については、県が実施する。

(3) 事業内容

ア 介護職員合同入職式の開催

イ 介護人材確保対策連絡調整会議の開催

ウ とちぎ介護人材育成認証制度の運用等

6 介護職員研修支援等事業

(1) 目的

研修の受講等の欠員補充のため、代替職員を派遣し、介護職員の研修受講を支援することにより、資質向上を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

下記(3)アについては、県が適当と認めた介護サービス事業者、イについては県社会福祉協議会に委託し、実施する。

(3) 事業内容

ア 介護職員が研修を受講する場合等の欠員補充として、介護施設・事業所が代替職員を雇用した場合の費用の助成

イ 一般の方を対象に初任者研修受講後に介護事業所で6か月以上就労した方に初任者研修の受講費用の助成

7 労働環境・処遇改善事業

(1) 目的

介護職の労働環境・職場環境の改善や介護従事者の負担軽減により離職防止を図ることを目的とする。

(2) 実施主体

補助により実施する。

(3) 事業内容

介護ロボット導入支援

介護ロボットを購入した事業所に対して、1機器につき補助率1/2、30万円を限度に補助

第4 その他

その他事業の実施に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年3月16日から施行し、平成27年度から平成31年度分の事業について適用する。

附 則

この要領は、平成28年3月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年10月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年 3 月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年 3 月27日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年 3 月29日から適用する。